人材活用上の誤解と課題 雇用区分の再編を

佐藤博樹 東京大学社会科学研究所 2007年9月



誤解と課題 (その1)

■ 法遵守のみでは、有効な人材活用はできない

法律は最低限のルール

改正パート労働法(2008年4月施行)を例とすると

■実現すべき目標は人材活用の基本原則 労働サービスの質は、職業能力とその担い手 の仕事意欲に規定される

職業能力の育成と仕事意欲の確保



誤解と課題(その2)

雇用区分の名称として正規社員・非正規社員は、通常、社内で使われていない

正規社員を無限定社員、非正規社員を限定社員と呼称する方が、従来の雇用区分の実態に合致 ただし最近は、

無限定社員の限定化・限定社員の無限定化が進展雇用区分の再編が不可欠



誤解と課題(その3)

 雇用区分の選択の前に、検討すべきは、それぞれの 業務に求められる職業能力、職業能力育成に必要 な期間・方法、仕事意欲の確保策(広義の報酬)
その結果として雇用区分を設計すべき

人材活用の主たる担い手は人事セクションでなく、

現場の管理職

現場管理職の人材活用力の育成を プレイング・マネージャーからマネージャーに



人材ビジネスとの連携による人材活用が不可欠に 従来の人材活用の半分を人材ビジネスが担う 3者関係による円滑な人材活用のためには、

人材ビジネスとの戦略的連携が重要に

働〈人々の仕事意欲を維持向上させるためには、仕事や会社への期待の充足だけでな〈、仕事以外における生活ニーズへの配慮が不可欠に

WLB支援が重要に